

～空き家対策を推進～

空き家対策で静岡県司法書士会と協定を締結します

要 旨

空き家の問題は、相続、権利関係、税制、不動産流通など多岐にわたり、専門的見地から所有者等が抱える困りごとの解決を支援していくことが必要です。このたび、沼津市における空き家対策を推進するため、相続、登記、財産管理などの専門家団体である静岡県司法書士会と、沼津市の空き家対策として、初めて協定を締結することとなりました。

概 要

1 協定締結式について

日 時 令和3年8月 25 日(水曜日) 午前11時 30分～

場 所 市役所4階 特別応接室

出席者 静岡県司法書士会

会長 白井聖記様／副会長 井上尚人様／企画部長 赤松茂様／  
空き家対策委員長 佐藤圭様／沼津支部副支部長 三好勝晴様

沼津市

市長 頼重秀一／都市計画部長 真野正実

2 協定内容について

- (1) 市に寄せられた空き家の所有者からの相続、遺言、登記などに関する相談を、所有者の同意を得て司法書士会へ情報提供を行う。司法書士会は、所有者に相談事の解決に向けた提案をするなどの対応を行う。
- (2) 空き家の発生予防を図るため市が行う出前講座や相談会に、司法書士会は講話や相談対応などの協力を行う。
- (3) 市が行う空き家の所有者調査において判明した複雑な家族関係や権利関係、財産管理人の選任の申立などについて、市から司法書士会に相談があった場合、助言を行う。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課 空き家対策係  
直通:055-934-4885 内線:2565

